

東浦町ふるさと寄附金特典提供事業者募集要項

1 目的

東浦町では、東浦町と町特産品のPR及びふるさと寄附金の拡充を目的として、ふるさと寄附金をインターネットを利用して募集し、寄附をした方に東浦町の特産品を謝礼として贈呈する事業を行っています。

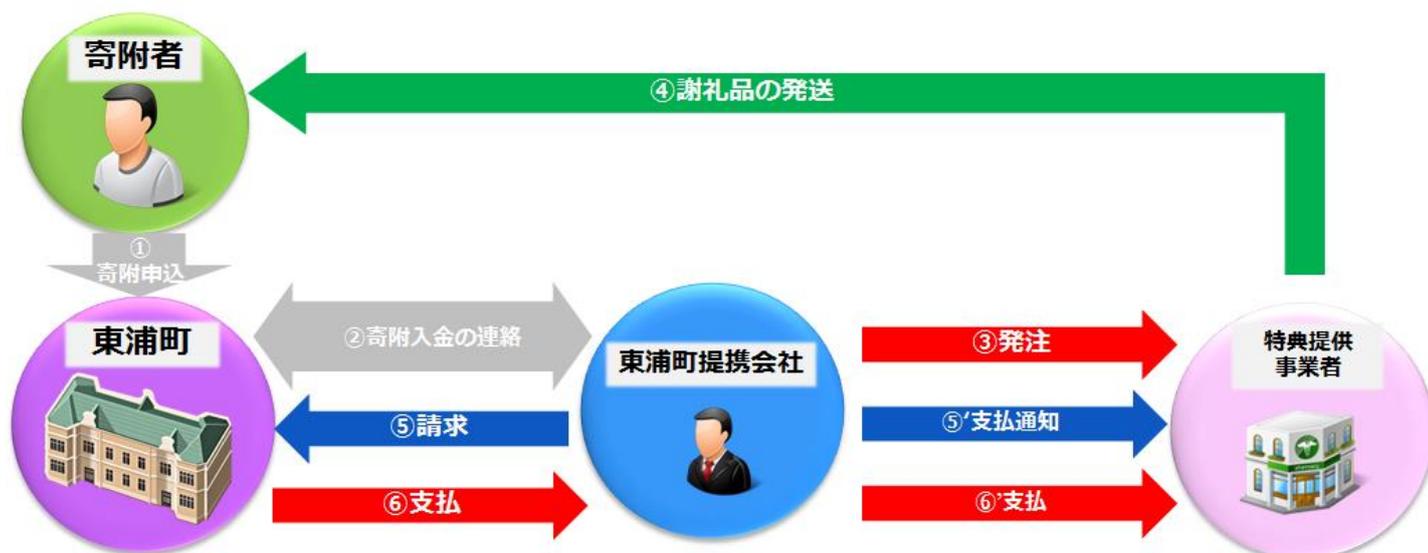
そこで、東浦町（東浦町が事業を委託した提携会社を含む。）と協働して、謝礼品を寄附者の方に発送していただける事業者（以下、特典提供事業者と言います。）を募集します。

2 特典提供事業者のメリット

- (1) 謝礼品として商品を出荷することにより、売上げ拡大につながります。（商品代金、送料は東浦町が負担）
- (2) 全国の方にWEBサイト等を通して会社名や商品などがPRされます。

3 特典受発注、代金支払い等の概要

特典の受発注や代金の支払い等の概要は次の図のとおりです。



4 特典提供事業者の要件

特典提供事業者は次の条件を全て満たす者とします。

- (1) 東浦町の税について滞納がない事業者
- (2) 東浦町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者ではない事業者
- (3) 商品を梱包し寄附者個人に発送できる事業者

5 謝礼品の要件

謝礼品は次の条件のいずれかを満たす商品やサービスとします。

- (1) 東浦町の特産品として広く認められる商品やサービス
- (2) 東浦町の魅力を「体感できる」「懐かしんでいただける」商品やサービス
- (3) その他東浦町のPRにつながる商品やサービス

6 謝礼品の価格

謝礼品は次のいずれかの価格で提供していただきます。

- (1) 2,800円から3,000円まで（税抜き）
- (2) 5,400円から6,000円まで（税抜き）
- (3) 8,000円から10,000円まで（税抜き）
- (4) 13,000円から15,000円まで（税抜き）
- (5) 18,000円から20,000円まで（税抜き）
- (6) 48,000円から50,000円まで（税抜き）

それぞれの価格には、梱包費を含むものとします。ただし、送料は含めないものとします。

送料は、別途、東浦町が実費分を全額負担しますが、(1)から(4)の謝礼品は1パッケージまで、(5)の謝礼品は2パッケージまで、(6)の謝礼品は3パッケージまでに収めて発送していただきます。

7 高額商品について

前条の価格帯の商品とは別に、高額商品（概ね、10万円以上の価格の商品）についても、応募可能です。個別に出品条件を相談させていただきますので、お問い合わせください。

8 申し込み及び審査

別添の応募用紙を第10条の問い合わせ先に提出してください。

毎年2月と9月に応募のあった商品等を東浦町が審査し、合格したものを謝礼品として登録します。

なお、謝礼品の登録には、東浦町が事業を委託した提携会社との商品取引契約が別途必要になります。

9 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び東浦町個人情報保護条例を遵守していただきます。

10 問い合わせ先

東浦町役場 総務部 財政課 財政係

郵便番号：470-2192

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

電 話 : 0562-83-3111 (内線 239、246)

F A X : 0562-83-9756

Eメール : zaisei@town.aichi-higashiura.lg.jp